

## 《随意契約理由書の提出不要契約》

理由区分	内 容
1	地方公共団体（地方公営企業を含む。）、複数の地方公共団体により構成される組織、全国市有物件災害共済会、地方公共団体情報システム機構、社会保険診療報酬支払基金又は民生委員協議会を相手方とする契約
2	師業・士業の団体又はそれらの団体から推薦を受けた者を相手方とし、かつ、それらの専門的な知識又は技術を必要とする業務契約 団体例）弁護士会、医師会、不動産鑑定士協会
3	公募型プロポーザルにより決定した者その他審議会で相手方として適当であると認められた者を相手方とする契約（当初の契約に限る。）
4	保育の実施等の利用者が選択した事業者と契約することとなっているもの
5	法令の規定により当該事務の委託を受けることができる者として指定されている者を相手方とする契約